

第 1 0 6 号議案

財産の処分について  
上記の議案を提出する。

平成 2 2 年 1 2 月 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

財産の処分について  
下記のとおり財産を処分する。

記

- |   |           |  |
|---|-----------|--|
| 1 | 財産の名称     | (旧) 東部工事事務所                                      |
| 2 | 財産の所在     | 足立区綾瀬二丁目 3 0 番 6 号                               |
| 3 | 財産の種類及び数量 |  |
|   | (1) 建物    |  |
|   | ア 構造      | 鉄骨造地上 6 階建<br>鉄骨造地上 1 階建                         |
|   | イ 床面積     | 3, 3 3 4. 1 8 平方メートル                             |
|   | (2) 工作物   | 一式   |
|   | (3) 立木    | 一式   |
|   | (4) 備品    | 一式   |
| 4 | 売払金額      | 8 0, 4 8 2, 5 0 0 円                              |
| 5 | 売払いの相手方   | 東京都文京区本郷三丁目 2 3 番 1 6 号<br>学校法人三幸学園<br>理事長 鳥居 秀光 |

(提案理由)

財産を処分することについて、足立区議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例 (昭和 3 9 年足立区条例第 1 号)

第 3 条の規定に基づき、この案を提出いたします。